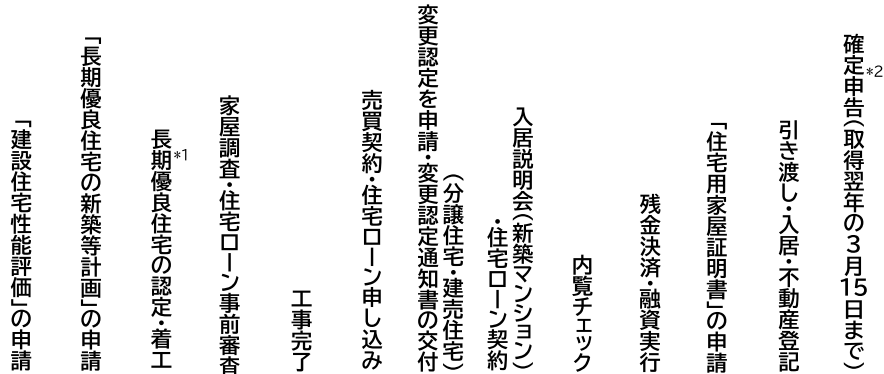


■ 住宅ローン減税 申請までの流れ【長期優良住宅の場合】

申請手続きフロー

交付される書類



（計画の変更認定があった場合、「変更認定通知書」）
「長期優良住宅認定通知書」
↑ 所管行政庁へ申請が必要

「認定長期優良住宅建築証明書」
「増改築等工事証明書」（増改築・買取再販の場合）
↑ 所管行政庁へ申請が必要

「承認通知書」
↑ 所管行政庁へ申請が必要

「長期優良住宅変更認定通知書」
↑ 所管行政庁へ申請が必要

^{*3} 「住宅用家屋証明書」
「耐震基準適合証明書」

^{*4} 「建設住宅性能評価書」
^{*5} 「既存住宅売買瑕疵担保付保険証明書」

発行者へ申請が必要

申請時の必要書類

住宅種別	必要書類	交付タイミング	発行者
新築／既存	「長期優良住宅認定通知書」の写し （計画の変更認定があった場合、 「変更認定通知書」の写し）	着工前に申請＋認定後 に交付	所管行政庁
新築	「住宅用家屋証明書（の写し）」 または 「認定長期優良住宅建築証明書」	【住宅用家屋証明書】 不動産登記の前 【認定長期優良住宅建築 証明書】 工事完了後 または 引き渡し後	【住宅用家屋証明書】 所管行政庁 【認定長期優良住宅建築証明書】 建築士法に規定する登録をしている 建築士事務所に属する建築士 または 登録住宅性能評価機関 または 指定確認検査機関
既存	「認定長期優良住宅建築証明書」	工事完了後 または 引き渡し後	建築士法に規定する登録をしている 建築士事務所に属する建築士 または 登録住宅性能評価機関 または 指定確認検査機関
既存	「承認通知書」の写し	売買時	所管行政庁
既存	【1982年1月1日以前に建築された ^{*3} 住宅の場合】 「耐震基準適合証明書」 または 「建設住宅性能評価書」の写し または ^{*5} 「既存住宅売買瑕疵担保付保険証明書」	【耐震基準適合証明書】 引き渡し前 【建設住宅性能評価】 引き渡し後 【既存住宅売買瑕疵担保 付保険証明書】 引き渡し後	建築士法に規定する登録をしている 建築士事務所に属する建築士 または 登録住宅性能評価機関 または 指定確認検査機関 【建設住宅性能評価】 国土交通大臣の登録を受けた 登録住宅性能評価機関 【既存住宅売買瑕疵担保付保険証明書】 国土交通大臣が指定する 住宅瑕疵担保責任保険法人
増改築／ 買取再販	「増改築等工事証明書」	工事完了後～確定申告 まで	建築士法に規定する登録をしている 建築士事務所に属する建築士 または 登録住宅性能評価機関 または 指定確認検査機関

*1・・・認定申請後でなければ着工できません。

*2・・・1年目に確定申告すると2年目以降は勤務先で年末調整により控除が受けられます。

*3・・・家屋の取得の日の前2年以内に、証明のための家屋の調査が終了したものに限りです。

*4・・・家屋の取得の日の前2年以内に評価されたもので、耐震等級1、2、3のいずれかであるものに限りです。

*5・・・家屋の取得の日の前2年以内に締結されたものに限りです。

※床面積が40㎡以上50㎡未満である場合は、2025年12月31日以前に建築確認を受けたことを証する確認済証又は検査済証の写しの提出が必須となります。